

1

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	--------	-----	-----

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 区 分		種 類	1										
		構 造	2										
		細 目	3										
		契 約 年 月 日	4	・	・	・	・	・					
		賃貸の用又は事業の用に供した年月	5										
償 却 額 計 算 の 基 礎 と な る 金 額	旧国外リース期間定額法	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	6	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円
		圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	7										
		差 引 取 得 価 額 (6)－(7)	8										
		見 積 残 存 価 額	9										
		償却額計算の基礎となる金額 (8)－(9)	10										
	旧リース期間定額法	旧 リ ー ス 期 間 定 額 法 を 採 用 し た 事 業 年 度	11	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
		取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	12	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円
		上 記 (12) の うち (11) の 事 業 年 度 前 に 損 金 の 額 に 算 入 さ れ た 金 額	13										
		差 引 取 得 価 額 (12)－(13)	14										
		残 価 保 証 額	15										
	リース期間定額法	償却額計算の基礎となる金額 (14)－(15)	16										
		取 得 価 額	17	外		外		外		外		外	
		残 価 保 証 額	18										
		償却額計算の基礎となる金額 (17)－(18)	19										
	帳簿記載金額	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額	20										
		期 末 現 在 の 積 立 金 の 額	21										
		積 立 金 の 期 中 取 崩 額	22										
		差 引 帳 簿 記 載 金 額 (20)－(21)－(22)	23	外△		外△		外△		外△		外△	
	リ ー ス 期 間 又 は 改 定 リ ー ス 期 間 の 月 数	24	()月		()月		()月		()月		()月		
当 期 に お け る リ ー ス 期 間 又 は 改 定 リ ー ス 期 間 の 月 数	25												
当 期 分 の 普 通 償 却 限 度 額	26		円		円		円		円		円		
特 別 償 却 限 度 額	特別償却限度額 に よ る 特 別 償 却 限 度 額	((10)、(16)又は(19))× $\frac{(25)}{(24)}$											
		租 税 特 別 措 置 法 適 用 条 項	27	(条 項)		(条 項)		(条 項)		(条 項)		(条 項)	
		特 別 償 却 限 度 額	28	外	円	外	円	外	円	外	円	外	円
		前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	29										
		合 計 (26)＋(28)＋(29)	30										
当 期 償 却 額	31												
差 引	償 却 不 足 額 (30)－(31)	32											
	償 却 超 過 額 (31)－(30)	33											
償 却 超 過 額	34	外		外		外		外		外			
特 別 償 却 不 足 額	当認容損額金	償 却 不 足 に よ る も の	35										
		積 立 金 取 崩 し に よ る も の	36										
		差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 (33)＋(34)－(35)－(36)	37										
特 別 償 却 不 足 額	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 償 却 不 足 額 (((32)－(35)) と ((28)＋(29)) の うち 少 ない 金 額)	38											
	当 期 に お い て 切 り 捨 て る 特 別 償 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 償 却 不 足 額	39											
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (38)－(39)	40											
	翌繰内期繰越額の	41	・	・	・	・	・	・	・	・	・		
	当 期 分 不 足 額	42											
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((32)－(35)) と (28) の うち 少 ない 金 額)			43										
備考													